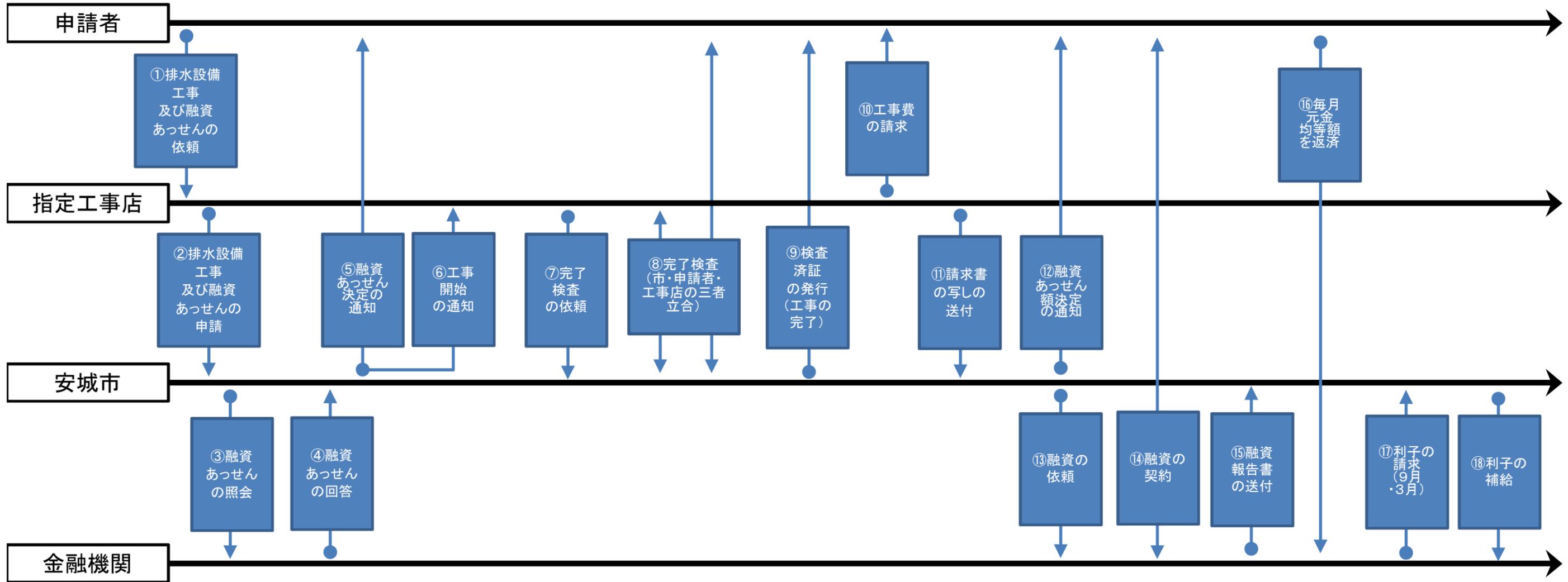


水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給の流れ



留意事項等

- ② 受益者負担金、市町村税、水道料金の滞納がないことが条件です。
融資額は、原則として50万円を限度とします。ただし、改造する便所が2か所以上あるときは、1か所増すごとに20万円を加算した額を限度とします。
融資あっせんの申請時には、申請者及び連帯保証人の納税証明書(市町村税について滞納がないことの証明・有料)と工事の見積書(内訳が明記されたもの)を添付してください。
- ③ 金融機関への照会時には、申請書、納税証明書、見積書の写しを添付します。
- ④ 金融機関が融資を不適当と認めた場合は、融資あっせんをすることができません。
- ⑤・⑥ 融資あっせんの決定後、指定工事店は速やかに工事を行ってください。
- ⑨ 検査済証は、指定工事店を通じて申請者にお渡しします。
- ⑪・⑫・⑬ 実際の工事費が見積りよりも少ない場合は、工事費に基づき融資あっせん額を決定します。
- ⑫と⑬は同時に送付しますが、到着が前後することがあります。

- ⑭ 融資期間は50か月以内です。
申請者から金融機関への返済は、50回以内の毎月返済で、元金均等償還となります。
融資の実行日は毎月11日(金融機関が休みの場合は翌営業日)です。
契約の際には、収入印紙代のほか、事務手数料等がかかる場合があります。
- 利子分は安城市が金融機関へ支払います。
利率は融資実行日の前月の「財務省財政融資資金元利均等償還半年賦5年以内(据え置きなし)」の貸付金利に、1.2%を加算したものとなります。また、毎月安城市から金融機関に利率をお知らせしています。
- ⑮ 融資の契約後、金融機関は報告書を提出してください。
- ⑯ 返済は毎月11日(金融機関が休みの場合は翌営業日)です。
- ⑰・⑱ 8月・2月の下旬ごろに、安城市から金融機関へ請求書と明細書を送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。なお、請求書の日付はそれぞれ9月・3月としてください。